公民学習ワークシート No. 4 日本の平和主義(教科書 p. 70~73)

☆最近 (/)のニュース

〇日本国憲法の前の	文
-----------	---

日本国民は、正当に選挙された[1]における代表者を通じて行動し、われら
とわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって[2]
のもたらす恵沢を確保し、[3]の行為によって再び[4]の惨禍が起
ることのないようにすることを決意し、ここに主権が [5] に存することを宣言
し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な[6]によるものであ
って、その権威は[7] こいは、その権力は国民の[8] がこれ
を行使し、その福利は国民がこれを[9] する。これは人類普遍の原理であり、
この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の[10],
法令及び詔勅を排除する。
日本国民は、恒久の[11] この会願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想
を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの
[12]] と [13]] を保持しようと決意した。われらは、平和を維持
し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、
名誉ある [14] 」を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく
[15] と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を [16] しては
ならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自
国の[17] 」を維持し、他国と[18] 関係に立とうとする各国の責
務であると信ずる。
日本国民は、国家の[19] にかけ、全力をあげてこの崇高な[20]
と目的を達成することを誓う。

O日本国憲法 第 [21] 条

1	日本国民は, [22] と [23] を基調とする国際平	本和を誠実に希求し,
	国権の発動たる[24]と,武力による原	成嚇又は武力の行使は	, [25
	を解決する手段としては、	永久にこれを放棄す	·る。	
2	前項の目的を達するため、	陸海空軍その他の [[26] は,	これを保持しない。
	国の [27] 権は	,これを認めない。		

○「集団的自衛権」・・・他国が攻撃された場合でも、それが(28)おびやかすものとみなし、その国と共同して(29))をとる。

○自衛隊による [30] 活動 (PKO) ・・・世界各地の地域紛争に対する国際貢献

公民学習ワークシート No. 4 日本の平和主義(教科書 p. 68~71)

☆最近 (/)のニュース <u>正答</u>

〇日本国憲法の前文

日本国民は、正当に選挙された [1 国会] における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって [2 自由] のもたらす恵沢を確保し、[3 政府] の行為によって再び [4 戦争] の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が [5 国民] に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な [6 信託] によるものであって、その権威は [7 国民] に由来し、その権力は国民の [8 代表者] がこれを行使し、その福利は国民がこれを [9 享受] する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の [10 憲法]、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の[11 **平和**]を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの

[12 **安全**] と [13 **生存**] を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、 専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉 ある [14 **地位**] を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく

[15] 恐怖] と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。 われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を [16] 無視] してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の [17] 主権] を維持し、他国と [18] 対等] 関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の [19 **名誉**] にかけ、全力をあげてこの崇高な [20 **理想** と目的を達成することを誓う。

〇日本国憲法 第 [21 9] 条

- ① 日本国民は, [22 正義] と [23 秩序] を基調とする国際平和を誠実に希求し, 国権の発動たる [24 戦争] と, 武力による威嚇又は武力の行使は, [25 国際紛争] を解決する手段としては, 永久にこれを放棄する。
- ③ 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の [26 戦力] は、これを保持しない。国の [27 交戦] 権は、これを認めない。
- ○「集団的自衛権」・・・他国が攻撃された場合でも、それが(28 自国の平和と安全)をおびやかすものとみなし、その国と共同して(29 防衛行動)をとる。
- ○自衛隊による [30 平和維持] 活動 (PKO) ・・・世界各地の地域紛争に対する国際貢献